

世界遺産保存管理の国際的な動向

—第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラムの概要—

岡寺 未幾

はじめに

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、気候変動による直接的、間接的な影響などにより世界遺産を取り巻く状況は刻々と変化している。めまぐるしい変化の中で、人類共通の宝である世界遺産の価値をしっかりと守りながら、効果的、持続的に活用していくことは国際的に共通した課題である。

2022年1月現在、世界遺産登録数は1154件を超え、危機遺産、保全状況に課題のある資産の数も毎年増え続けている。こうした状況の中、最新の世界遺産の保存管理のガイダンスを実務担当者に行い能力向上と国際協力を推進することで、より良い人類の遺産の保全と保護を目指して世界遺産サイト・マネージャーフォーラムが2017年より行われてきた⁽¹⁾。第4回目となる今回は「世界遺産のガバナンス—変化と継続性を管理する準備はできている」を議題として、2021年7月7日（水）～7月13日（火）にかけてオンラインで開催された⁽²⁾。本稿はこのフォーラムの骨子をまとめると共に最新の世界遺産保存管理の国際的な動向を紹介することで、今後の世界遺産の保存管理を考える上での一助としたい。

1. フォーラムの概要

本フォーラムは、コロナ禍を受け初めてオンラインで行われた第44回拡大世界遺産委員会の開催国である中華人民共和国、ユネスコ世界遺産センターおよびICCROM（国際文化財保存修復センター）・IUCN（国際自然保護連合）による世界遺産リーダーシッププログラム⁽³⁾が主催、ICOMOS（国際記念物会議）の共催で行われた。自然遺産、文化遺産、複合遺産のいずれかの世界遺産の保存管理の実務に中心的に関わるサイト・マネージャーに参加資格があり、地域・資産の種類・ジェンダー・年齢を考慮して選ばれた48カ国90名が参加して過去最多の規模で行われた（第1・2図）。

本研修は6日間（1日3時間、日本時間では19時～22時）にわたりZoomで行われ、研修全体の司会はICCROMで世界遺産リーダーシッププログラムを牽引するJo Eugene氏が務めた。カリキュラムは、①世界遺産条約の基本、②世界遺産の管理システムとガバナンス、③変化に備える為の人々を巻き込んだ取組、④世界遺産の課題の把握の4つのテーマからなる講義と、サイト・マネージャー同士の交流を図ることを目的としたネットワーキング・セッションからなる（第1表）。報告者は、いずれも現在、世界遺産の保存管理に最前線に関わる専門家で構成される。また中国の世界遺産「コロンス島」を題材として、価値と属性の把握など保存管理で鍵となる作業についてのグループワーク（第3図）、Mentimeterを使用したアンケート（第4図）、ディスカッションなど双方向で参加できる取組も多く見られた。短期間ながら、基礎知識から最新の動向まで把握できる、非常に充実したカリキュラムで構成されていた。

本稿では、まず、現在、世界遺産が直面している課題を確認した上で、世界遺産の保存管理に関わる最新の動向を、ガバナンスおよびその基盤となる遺産と人々の関わりに焦点を当て概観する。その後、本フォーラムの成果文書を踏まえ、今後の課題を考えてみたい。

第1表 第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム日程概要（ ）は報告者の所属機関

1日目：オープニングセッション
開会挨拶（第44回拡大世界遺産委員会議長、WHC、ICCROM、ICOMOS、福州市長） サイト・マネージャー・フォーラムの目的と目標（ICCROM、IUCN）
世界遺産条約の基本（原則、プロセス、アクター）について
世界遺産のシステム：世界遺産センター、ガバナンス、原則（WHC） 世界遺産のアクター 諮問機関（ICOMOS、IUCN、ICCROM） 世界遺産のプロセス リアクティブ・モニタリングと定期的な報告（IUCN）、（ICCROM） 中国における世界遺産 中国における世界遺産の管理 事例報告 「コロンス島」（中国）
第2日：世界遺産の管理システムとガバナンス
ヘリテージ・プレイスの理解（ICOMOS） マネジメントシステム（ICCROM） ガバナンス（ICCROM） 事例報告 「カバック・ニャン - アンデスの道路システム」（アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、 エクアドル、ペルー）「真珠養殖、島国経済の証」（バーレーン） 遺産管理—全てを包括する遺産管理（ICOMOS、WHLP）
第3日：変化のために誰をどのように巻き込むか？ステークホルダー、権利者、コミュニティへの参画
遺産の管理システムとガバナンスはどのくらい有効か？（WHLP） 事例報告 「バルバラ・イソ」（チリ）「サルーム・デルタ」（セネガル） グループワーク：価値と属性から管理目標へ ステークホルダー、権利者、人々の参加（ICCROM） グループワーク：ガバナンス
第4日：ネットワーキングデイ
世界遺産における成果とグッドプラクティスの共有 世界遺産キャノピー（WHC）/ PANORAMA 自然 - 文化テーマ別コミュニティ（WHLP） ディスカッション ルーム1：ガバナンス ルーム2：マネジメントとモニタリング ルーム3：自由
第5日：変化の理解と準備
変化とコンテキストの理解 コンテキストから見た様々な変化とその要因（ICCROM） 遺産影響評価プロセス（IUCN）、（ICOMOS） グループワーク：要因と属性の関連付け 要因と管理目的および管理当局との関連（WHLP） 変化をモニタリングする（中国文化遗产アカデミー、中国世界文化遺産センター副所長）
第6日目：気候変動、レジリエンス／開発、本フォーラムの総括
気候変動とレジリエンス（災害リスク管理）- 誰をどのように巻き込むか？ 世界遺産における COVID-19 の対応 事例報告 「莫高窟」（中国）「ジョージタウン」（マレーシア） 持続可能な観光 - ステークホルダーとの連携（ICOMOS） 事例報告 「歴史都市フィレンツェ」（イタリア）

2. 世界遺産に直面する課題

(1) 気候変動

気候変動は、世界遺産であろうとなかろうと免れ得ない、誰もが向き合うべき課題である。集中豪雨・暴風雨・干ばつ、極端な気温上昇、洪水・海面上昇・山火事など気候変動による災害などの影響は増加の一途をたどっている。こうした影響は、歴史的建造物や景観に直接的ダメージを与えるとともに、劣化を加速させている。その上、保存管理経費の増加や、観光など様々な直接的・間接的、短期的・長期的な影響を及ぼしている。自然災害による影響を最小限にとどめ遺産を守るための準備をより進めなければならない。このため各世界遺産においては、気候変動による影響の実態をモニタリングにより把握し、今後の影響予測を立てた上で、今後の変化に適応すること、および、レジリエンス（回復力）を向上させることが急務とされる⁽⁴⁾。また気候変動の影響は、世界遺産の構成資産・緩衝地帯に止まることはなく、資産範囲を超えて考える必要がある。これらを踏まえ、地域コミュニティと共に、文化遺産・自然遺産を連携し総括的なアプローチを行う必要がある。また、気候変動に関わる歴史や気候や災害に関わる言い伝えなど、先人の知恵を活かすことも重要である。さらに、世界遺産に関わる温室効果ガスの排出量の削減、さらにはオフセット、気候変動に関する教育・啓発なども同時に求められている。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響と持続可能な観光

2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、世界遺産は非常に多大な影響を受けている。ユネスコが2021年5月にまとめた「World Heritage in the face of Covid-19」⁽⁵⁾によると、特に来訪者数の大幅減は、それに伴う雇用の喪失や、収入減、将来への深刻な不安など直接的・間接的に地域社会に影響をもたらしていることが明らかになっている。多くの世界遺産では観光収入、補助金などが大幅に減少し、管理、保全、維持のための必要な人材も流失するなど、短期的・長期的な問題を抱えている。特に観光の観点から見るとリスクは経済、社会、環境、文化の4つの側面にわたる⁽⁶⁾。

この状況に対し世界遺産の観光については、より柔軟で持続可能な形が求められる⁽⁷⁾。ニュー・ノーマルに適応し、旅行者に安心感を与え、需要を向上させるような新たな持続可能な観光戦略が必要である。このためには、大規模な国際観光への依存から、よりよく管理された観光への地域の規模にあわせたビジネスやサービスへの方向転換が奨励される。また、国、地域、地方自治体を越えた来訪計画も必要である。ポスト・コロナの観光は、これまでと異なるものになる為、今後の観光について議論を重ねることが重要である。更に、コロナの影響による「復興」と「再生」には時間がかかることを認識する必要がある。

3. 世界遺産の保存管理の動向

(1) 世界遺産の保存管理が目指すもの

文化遺産は一見、単独で存在しているように見える。しかし、実態は決してそうではない。遺産は存在するその場所に関わる全ての要因と関わり影響を与えあっている。遺産の保存管理についてもこれを前提に、遺産単独ではなく、生態系全体の中に位置づけた上で

考えていく必要がある^⑧（第5図）。

2011年に定められた世界遺産条約行動計画では、締約国は世界遺産の顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value以下、OUVとする）の保護に加え、遺産が持続可能な開発に貢献する可能性を認識・促進し、その保全を確保することにより、社会に対する集団的利益を活用するために取り組むことが謳われている^⑨（第6図）。

遺産を管理する側も、持続可能な開発を受け入れ、遺産と社会の相互利益を念頭に置くことが必要である。そうでなければ、本来、遺産はより大きな変化の触媒となりうる貴重な資源であるにも関わらず、開発を阻むものとして犠牲になる可能性さえもある。

このように世界遺産の保護を考える時、その先の問題まで考えていく必要がある。多様な文化的視点、資源をもとにしてはじめて、持続的な利用、環境、文化に貢献するだけでなく、関連するコミュニティの Quality of Life（生活の質）向上に関わるものとなる。

文化遺産は人によって人のために創られたものである。文化遺産がもたらす豊かさにより、私たちの世界はより良い場所にすることができる。

（2）人々と遺産

長らく世界遺産の分野では、自然遺産と文化遺産はそれぞれ別々のアプローチで保護が進んできた。にもかかわらず、いずれの分野でもOUVの保護を第一義に物質的な側面の保護が優先されてきた。こうした結果、一つの場所に文化遺産と自然遺産が存在する場合、両者の間で保護において齟齬が生じることもあった。こうした反省を踏まえ、現在は、自然遺産と文化遺産の連携が保護の前提とされている（第7図）。

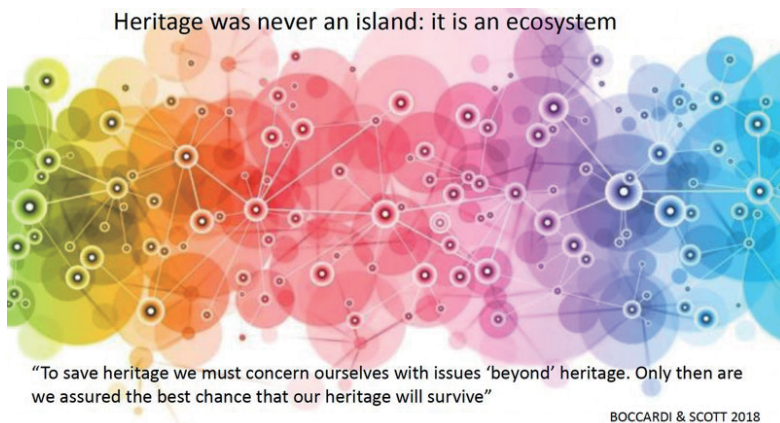
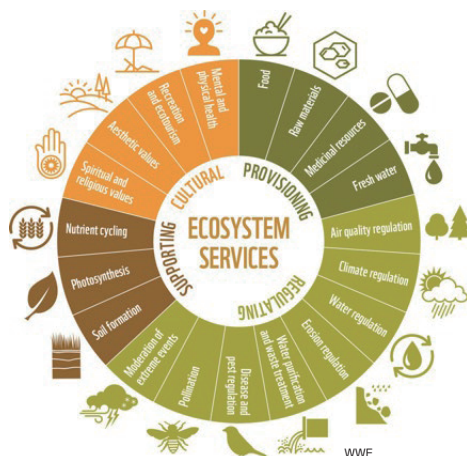
また、遺産と人々の関わりについてみると、過去、遺産を保護するために人の立ち入りが禁じられるなど、遺産と人々を切り離して考えられることがしばしばあった。人々との関わりを失った遺産は、管理が十分に行き届かなくなり、その結果、本来の意味が失われ、最悪の場合は遺産それ自体の価値が失われることさえもあった。遺産を守るはずが、かえって悪影響を与えては本末転倒である。こうした過去の事例を踏まえ、現在は、人々との関わりの中で自然遺産と文化遺産を連携させて管理を考える、人々を中心としたアプローチ（People-centered Approaches）を前提とすることが基本になっている⁽¹⁰⁾（第8図）。

実際に、遺産管理がうまくいくかどうかは、遺産に関わる人々によって決まると言っても過言でない。「一般市民の理解と支持、そして世界遺産の真の管理者である地域社会の尊敬と日常的なケアがなければ、いくら資金を投入しても、専門家の軍隊を派遣しても、世界遺産の保護には十分ではありません」とは、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏の言葉であるが正鵠を得ている。

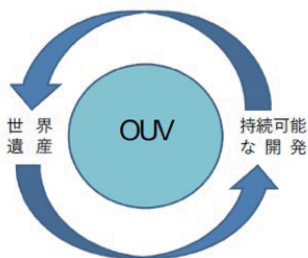
なお、前提として、人権と文化遺産を維持、管理、保護、発展する権利である「文化的権利」⁽¹¹⁾を基本としなければならないのは言うまでもない。

（3）ヘリテージ・プレイスという考え方

では、どのように遺産を管理していけばいいのだろうか。世界のどこかにある仮想の風景を例に挙げて考えてみる（第9図）。この場所には、①世界遺産に登録された産業遺産、②地域的に重要な海域、③国の史跡である寺院と霊峰が存在する。

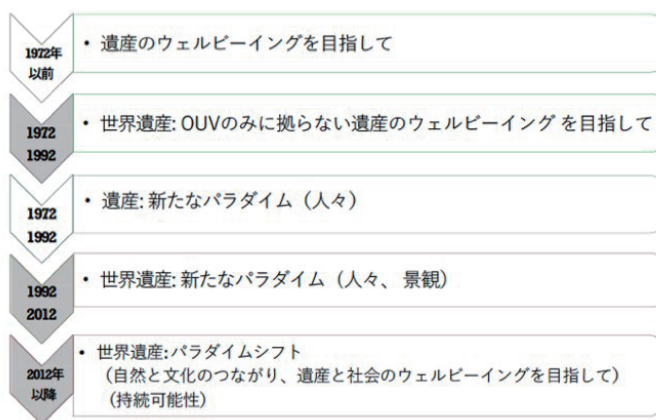


第5図 生態系（左・WWF）と、生態系の中の遺産群のイメージ（右）

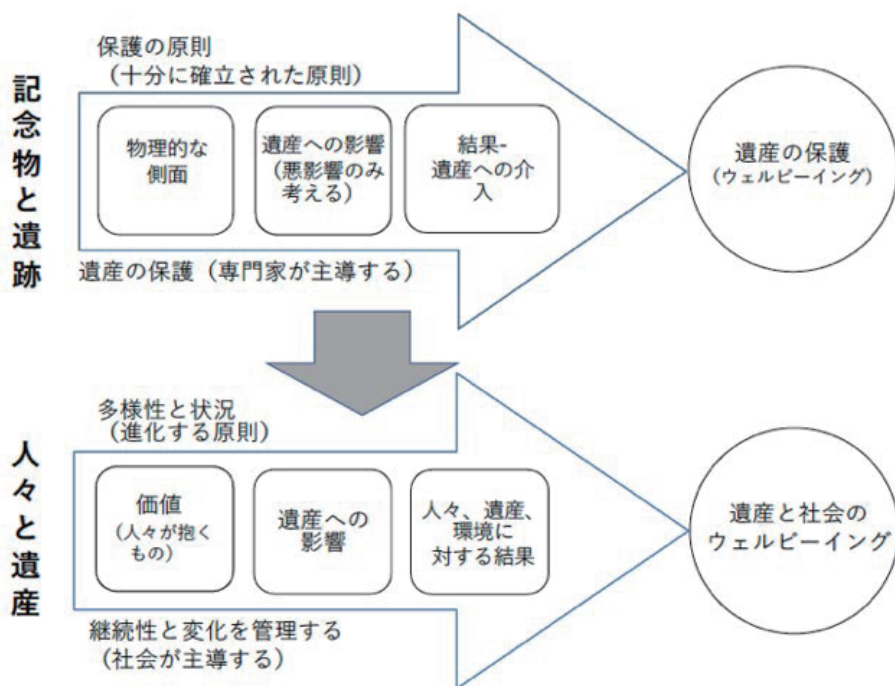


- 遺産の価値を損なうことなく、持続可能な開発のための世界遺産の可能性を活用する
- 顕著な普遍的価値（OUV）を含む遺産価値の長期的な持続可能性の確保

第6図 世界遺産と持続可能な開発の相互利益

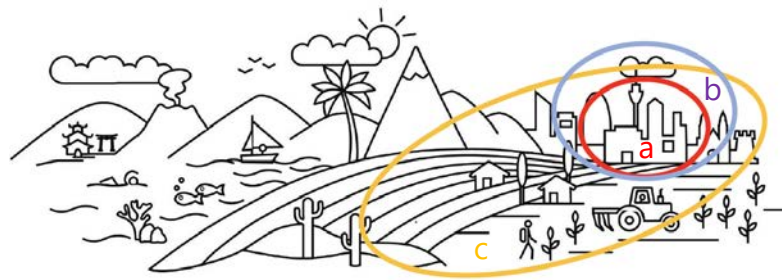


第7図 遺産保護にかかる概念の変化



第8図 遺産保護の概念の変化

①世界遺産に登録された産業遺産



- 相互依存関係：
- ・原材料供給元の農地
 - ・工場生産品の消費者が暮らす町
 - ・町の景観を形成する象徴的な建物、道路などのインフラ

a. 世界遺産構成資産 vs. b. 世界遺産緩衝地帯 vs. c. 影響地域 / セッティング

②地域的に重要な海域



- 相互依存関係：
- ・流域や沿岸の山脈が作り出す局地的な気候
 - ・地元経済を支える漁業
 - ・農薬による海洋汚染

d. 地域的に重要な海洋生態系 vs. e. 緩衝地帯/配慮地域 vs. f. 影響地域/セッティング

③国の史跡である寺院と霊峰



- 相互依存性：
- ・巡礼の参詣道
 - ・近隣の町から見る霊峰の象徴的な景観
 - ・オーバーツーリズム

g. 国指定史跡 vs. h. 国史跡の緩衝地帯 vs. i. 影響を受ける地域/セッティング

④ ヘリテージ・プレイス



第9図 遺産保護の概念の変化

まず①の世界遺産である産業遺産に注目する。産業遺産は単独で存在しているのではなく、農地や町等、様々な要素と相互依存関係にある。産業遺産である工場の原材料は農地で作られ、生産された製品は町で消費される。産業遺産の象徴的な建物は町の景観を形成し、道路などインフラに影響を与える。このことから、「a.世界遺産の構成資産」と「b.緩衝地帯」と「c.影響を及ぼす地域・セッティング」は、相互に影響関係にある。

次に②地域的に重要な海域をみていく。流域や沿岸の山脈による局地的な天候、生業である漁業、農薬による海洋汚染などが、互いに影響を与えあっている。このことから、「d.地域的に重要な海洋生態系」と「e.緩衝地帯」と「f.影響を及ぼす地域・セッティング」は相互依存関係にあると言える。

最後に③国の史跡である寺院と霊峰をみていく。巡礼の参詣道、近隣の町から見る霊峰の象徴的な景観、多くの観光客が訪れごった返す海の景観が影響を与えあっている。これにより「g.国指定史跡」と「h.国指定史跡の緩衝地帯」と「i.影響を及ぼす地域・セッティング」は相互影響関係にあると言える。

次に、これまで別々に見てきた①、②、③を、場所全体でみる。そうすると、①、②、③それぞれの影響関係にある範囲は重複し、さらにそれらもまた相互依存関係にある。つまり一見無関係に見える①・②・③は同じ場所に存在することで、実際は互いに有機的に関わり影響を与えあっている。効果的な世界遺産の保護を考えるときには、その場所に存在する文化資源をはじめ、影響し合う全ての要素を考慮に入れる必要がある。これがヘリテージ・プレイス（Heritage Place）という考え方である⁽¹²⁾。

世界遺産はそのOUVを維持することが何より重要であり、その価値を表す有形・無形の要素である「OUVの属性」の保護が必須である⁽¹³⁾。このため遺産の管理を考える時、はじめに価値と属性を整理する作業が必要である。このとき、その場所に関わる全ての属性、例えば、国および市町村指定の文化財、社寺等宗教施設、伝統行事・慣習、無形民俗などの文化遺産、地形、自然、セッティング、景観をはじめ、農地や市街地、観光業、農業、漁業等の産業などを拾い上げ、保存管理の対象を検討・整理する作業が欠かせない。遺産において、遺産のための、遺産を活かす保護を進めるためには、世界遺産として登録された資産範囲、つまり構成資産と緩衝地帯だけを保護すればいいというものではない。その資産を含むその土地に存在する文化資源とその影響範囲を包括的に捉え一体的な保護が必要である。つまり世界遺産の保護のためには、ヘリテージ・プレイスを中核とした保存管理計画が必要である。また、これは世界遺産の保存管理計画だけにとどまるものではない。より上位計画の中にも、ヘリテージ・プレイスを理解し、その価値を伝える為の配慮を組み込んでいく必要がある。

さらに、計画策定にあたっては、多様な視点、知識を持つ、様々な関係者と一緒に進めることが重要である。遺産をどう活かしていくかは、実際にその役割を担う人々とヘリテージ・プレイスを理解する作業を行いながら、一緒に考えていくことが重要である。また多様な人々を巻き込んでいく為には、調査研究にもとづく論理的な説明が必要である。そのためにも継続的な調査研究が基盤となるのは言うまでもない。こうした作業で、様々な関係者が遺産をより深く理解するとともに、関係者同士の間で新たなつながりが見えてくることで、新しい意味を見出し、当事者意識を高める契機となる。

(4) ガバナンス

ガバナンスとマネジメントは、混同されがちであるが、マネジメントは、与えられた目標を達成するために何をするか、つまり、目標を達成するための手段や行動に関することである。対して、ガバナンスは、目標が何であるか、それを追求するために何をすべきか、どのような手段で行うかを誰が決定するか、また、そのような意思決定をどのように行うか、つまり、誰が権力、権威、責任を持つか、または、誰が責任を負うか（負うべきか）を考えるものである。

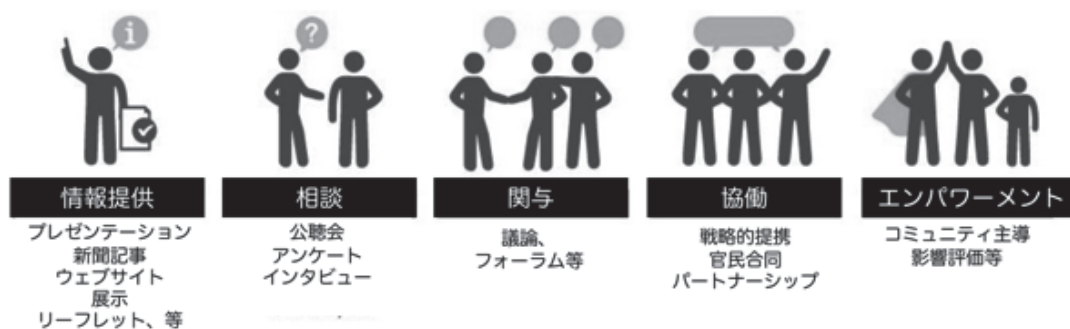
ガバナンスについては、世界遺産条約履行のための作業指針で、締約国は遺産を効果的に管理するために「衡平なガバナンス体制」を構築すべきとされる⁽¹⁴⁾。衡平なガバナンス体制とは、適切な法的・慣習的枠組みを利用し、必要な全ての関係者が参加して、より良い決定をするために必要なものである。世界遺産の管理には、決定権者、地域社会、利害関係者の積極的な協議と参加が不可欠であり、これらの人々が管理に参加しているかどうか確認する必要がある。

では、遺産に関わる人々を把握し、それぞれの立場と役割から、管理に巻き込んでいくためにはどうすれば良いのだろうか。そのために有効なツールとして、影響力と関心度の4つの分類から整理する手法がある⁽¹⁵⁾（第10図）。これは、遺産に関わる考え得る限りの関係者全てをピックアップして、それぞれの「権利および権限の度合」と、「関心と影響の度合」から整理する方法である。

また、広く人々の声を聞く場合、きちんと声を拾い上げる工夫と努力が必要である。専門家主導で進めた場合、どうしても答を誘導してしまいがちである。重要なのはすべての関係者を尊重し、十分に時間をかけ、しっかりと声を聞いていくことである⁽¹⁶⁾。ただ管理のどこか限られた部分に、特定の一部の人々が参加すればいいというものではない。一緒に座って、同じ目線で語りつつ、問題を発見していくような丁寧なアプローチが必要である。遺産管理の中核となる人々を確実に管理システムに組み込むことが、遺産管理が地域社会の生活の質の向上に貢献することにつながっていく（第11図）。

		関心度	
		低い	高い
影響力	低い	A マージナル 最低限の努力	B 潜在的 エンパワーメント、 情報提供
	高い	C クリティカル リーチ・アウト、 満足させる	D キー・パーソン 完全関与

第 10 図 影響力と関心度

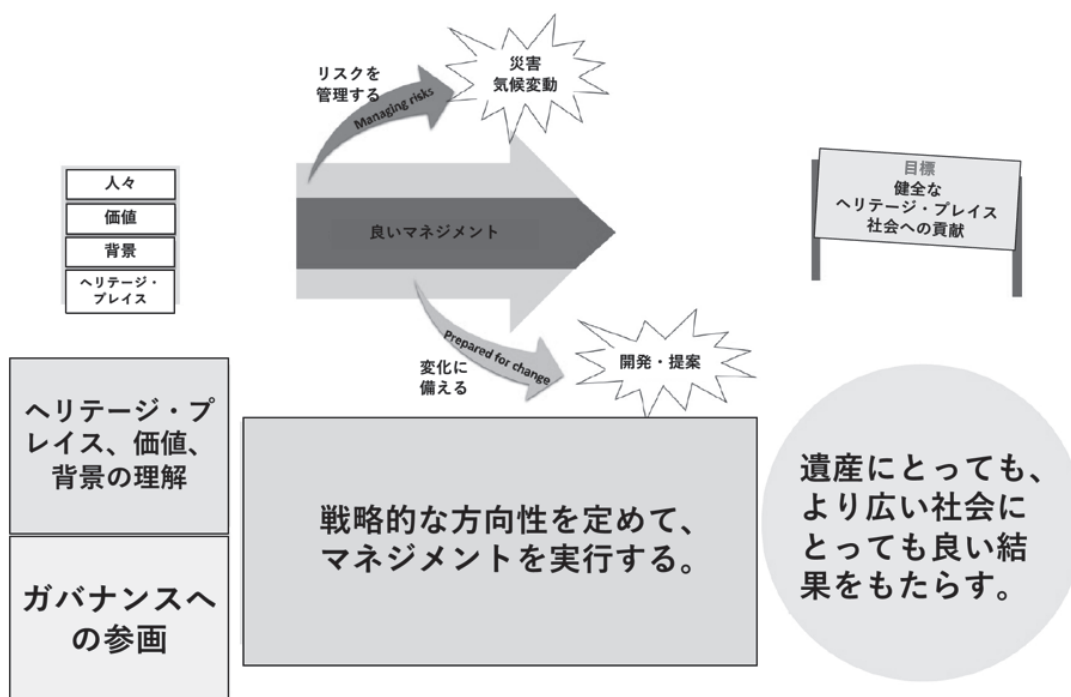


第 11 図 遺産管理における人々の関わり

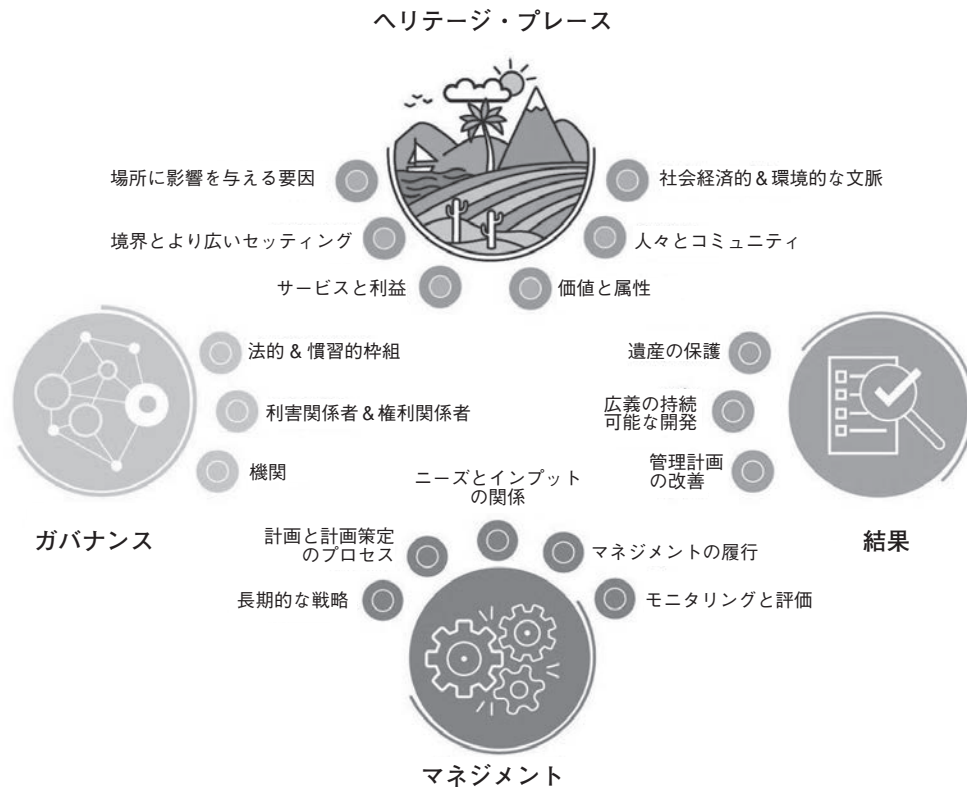
(5) マネジメント

マネジメントは、修理・点検・維持管理など日常的に行われるものである。基礎となるのは、ヘリテージ・プレイスとして定義された価値と属性である。また、然るべき人々が参画したガバナンスにより、災害・気候変動に対応できるようリスクを管理、新たな開発などの変化に備えることができる。さらに、日常に繰り返される結果が、どこに向かっていくのかという目標を持つことが大事である。この保存管理目標は、遺産管理の指針であり、その価値が長期的に維持されることを保証するものである。例えば、伝統的な建築技術の保存、特定固有種の保護、主たる経済基盤としての伝統産業の維持、町並みの維持、巡礼路の保全、絶滅危惧種の生息地の維持などである。これらは期限に定めはなく、戦略、計画、政策、行動計画の基礎となるとともに、保存管理のシステム全体の基礎となる。

ヘリテージ・プレイスとして健やかなあり方と社会への貢献を目標にすることにより、遺産管理は、遺産にとっても、より広く社会にとっても良い結果をもたらすものとなる（第 12 図）。



第 12 図 マネジメントの考え方



第13図 世界遺産管理のフレームワーク

また保存管理の有効性を確認する為には、定期的な評価が必要である。世界遺産としてのOUV、およびそれ以外の遺産の価値がどの程度、管理・保護されているか、その有効性と、定められた保存管理の目標がどの程度達成されているかを評価するツールとしてEnhancing Our Heritage Toolkit（遺産を活用するためのツールキット）がある⁽¹⁷⁾。

定期的な評価は管理計画の改訂のサイクルと連動させ、一定の間隔で繰り返すのが有効である。「ヘリテージ・プレイス」、「ガバナンス」、「マネジメント」、「結果」の4つの側面からの評価は、変化を追跡し、進捗や改善に役立つ。世界遺産のOUVが適切に守られているかを確認するため、定期的なモニタリングが定められている⁽¹⁸⁾。実際の遺産の状況を把握しながら、その結果と照らし合わせて、マネジメントとガバナンスを定期的に見直し、更新していくことが、必要である。またこれらと関わる「ヘリテージ・プレイス」としての理解も定期的に見直す必要がある。この4つのアプローチを繰り返すことにより、絶え間なく変化する状況に対応し、レジリエンスを向上させていくことができる(第13図)。

(6) 遺産影響評価

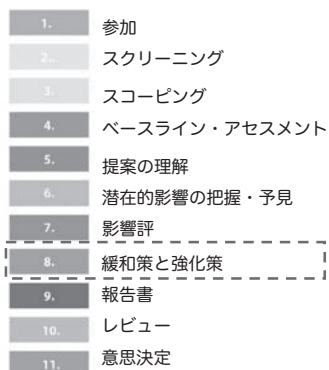
開発行為などが世界遺産へ及ぼす影響を評価するものとして遺産影響評価（Heritage Impact Assessment、以下HIAとする）がある。これは現在または将来、提案されている行為が遺産に与える影響を明確にするプロセス（第14図）で、将来世代が利益を損なうことなく、今日のニーズを満たすための実践的ツールである。

これまで、IUCNとICOMOSそれぞれ別のガイドラインを持ち、各国で手法が異なるなど多少混乱した状況があったが、IUCN、ICOMOS、ICCROMが共同で作成したガイドライ

ンが2022年中に公開される予定であり⁽¹⁹⁾、これにより国際的な共通理解のもとでHIAが行われることが期待される。

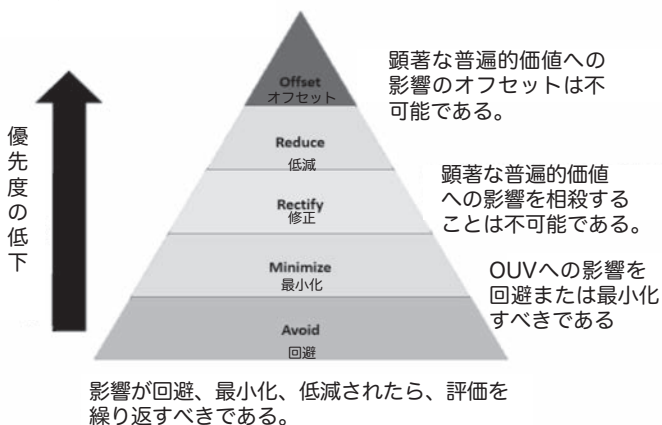
HIAはプロジェクトの進展によって、段階を追いながら、繰り返し、関係者が確認していく作業となる(第14図)。特に遺産に与える影響については慎重に検討されるべきであり、必要に応じて何度も繰り返し行う必要がある。さらに緩和策については、どのくらい負の影響が回避されているのかを判断する必要がある(第15図)。

遺産影響の再評価



第 14 図 遺産影響評価のプロセス

8：緩和策と強化策



第 15 図 緩和策のピラミッド

HIAは、遺産を含む地域の将来像を包括的な視点から見据えた長期的な視点で行われるべきで、一時的な利益や特定の課題を中心に考えるべきではない。そのために、課題は様々な角度から検討されるべきである。全ての課題を解決するわけではないが、緊急的に課題を見つけ、その解決に導くものであることから、出戻りが効くタイミングで、行われることが肝心である。

4. フォーラムのまとめ

「世界遺産のガバナンスー変化と継続性を管理する準備はできている」を議題とした本フォーラムを総括する声明文の概要は、以下の通りである⁽²⁰⁾(第16図)。

【課題】

各世界遺産のレベルで、合意形成による意思決定を行うことは困難である。これは世界遺産への登録と各国の文化遺産の指定に相違があることや、多くの場合、複数の団体および機関が遺産の管理に責任を持つことが原因である。このため、すべての関係者が意思決定に関わっているかどうか確認が必要である。

【今後の展望】

・世界遺産条約は国際標準の保護手段であり、遺産保全に関する国や地域、地方の法的枠組や政策は、遺産の範囲、規模、種類の違いで異なる。このため、周期的に改訂・更新が必要である。また、管理には関係者が参加する仕組みをもつ必要がある。さらに、伝統

的な管理手法は、地域社会の価値観を反映するものであることから、モニタリング、報告、適応戦略を含め、世界遺産管理の枠組と統合する必要がある。

- ・世界遺産は、変化に継続的に対応するために、それぞれの保存管理計画とガバナンスを定期的に見直し、更新しなければならない。世界遺産は地域の開発戦略の中心となり、地域社会の生活の質の向上や遺産の価値の保全に貢献しなければならない。
- ・世界遺産の管理システムは、遺産保護の法的・慣習的枠組みを尊重しつつ、専門家による学術的な助言に基づく意思決定、関係者との積極的な協議の促進、管理活動のための適切なデータ管理システムの構築など、機能的な管理を可能にするアプローチに基づくものでなければならない。
- ・管理システムは相互に連結され、国、地域、地方という異なるレベルに対応し、異なるレベルのガバナンスの間で相互に協力する必要がある。特に、締約国は、サイトレベルでの管理システムを確立し、サイトマネージャーが、世界遺産の普遍的価値を維持しつつ、継続的な問題や課題に対応するための持続可能で戦略的な管理目標を設定し、達成するための継続的な資源を提供することが奨励される。遺産は単に保存されるべき要素ではなく、時間をかけ、発展してきた未来のための持続可能な資源とみなされなければならない。
- ・ガバナンス体制は、可能な限り包括的で透明性のあるものにしなければならない。締約国は、管理のため健全な意思決定に役立つ世界遺産に関する継続的な調査の重要性を認識し、関係者全員が共有できる持続可能で戦略的な管理目標の設定に貢献しなければならない。
- ・世界遺産管理のための安定した継続的な財源と支援は、ガバナンスの通常の予算の中で確保されなければならない。各世界遺産での時節に合わせた適切な予算執行を確保するために、社会のさまざまなセクターからの財源支援を含めなければならない。持続可能な資金調達メカニズムを獲得するためには、資金調達機関との連携と関与を恒常的に考慮し、積極的なコミュニケーションと交渉能力を育成する必要がある。

また文書文末は、今回のフォーラムを受け、ガバナンスに関するガイダンスとツールの作成とともに、世界遺産管理に関わるガイダンスと情報提供が継続的に求められることから、今後もサイトマネージャー・フォーラムの継続が必要である、と締めくくられる。



第16図 第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム声明文のビデオ

5. 今後の課題

パンデミックは、直接的な交流を止め、人々を分断させたが、一方で、オンラインでのコミュニケーションが加速的に進む契機となった。安全で安価に行えるオンラインツアーをはじめ、デジタル技術やインターネットによる新たな取組が多く行われるようになるとともに、国際的な交流も広がりを見せている。

新型コロナウイルスの感染状況により世界遺産委員会が初めてオンライン開催されたのはじめ、世界遺産の保存管理に関わる国際会議や研修も数多く行われた⁽²¹⁾。本フォーラムもその好例で、これまで世界遺産委員会に先行して対面で開催されていたため参加者が限られていたが、参加者の地域・専門等に偏りのない今回のあり方は理想的な形である、と主催者の一人もコメントを寄せている⁽²²⁾。こうした機会に構築される国際的な情報共有と連携が世界遺産の保護において非常に有益で重要なものと言うまでもない。

また、世界遺産における優れた取組を紹介するプラットフォームも見られるようになった。とくに、2020年に開設されたPANORAMAは自然遺産・文化遺産の事例が横断的に収録され、様々な遺産に共通する課題への対応を世界中の事例から学び、遺産の保護に反映できる仕組みを目指すものである⁽²³⁾。

世界遺産とは人類共通の資産である。その保存管理、公開活用は国際的な水準に合わせしていく必要がある。直接的な国際交流が断たれた現在、どうしても国内、地元へ関心が向きがちである。また多くの資産で価値や魅力の発信が行われているが、観光による来訪者の増加を目的としたものが多く、世界遺産条約の意義や登録された本来の文脈について語られることは少ないように感じる。本来の趣旨を踏まえた上で、価値や魅力を国内外に発信していくことが必要ではないだろうか。

現在、日本国内においては世界遺産のうち、多くの文化遺産は構成資産については文化財保護法、緩衝地帯については景観計画に基づき管理が行われている。ただ、これらは世界遺産の価値とは異なる文脈で決定されたものである。また、今後新たにヘリテージ・プレイスに基づく包括的な遺産の保存管理を検討する前に、既存の枠組みとどう整合するのか整理が必要である。2021年3月には文化審議会世界遺産部会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」⁽²⁴⁾が出され、大きく方針転換が図られているが、国際的には、より広くより多くのことが求められているのが実情である。

また、世界遺産の保存管理にこれまで以上により多くの人々を巻き込んでいくことも課題である。世界遺産は、専門家だけのものではない。一方、影響力が強い人、関心度が高い人、直接的に遺産管理に関わる人、そうした人々だけのものではない。ただ、より多くの人の声を拾いそれを生かすために、具体的にどうするか検討が必要である。

もちろん、世界遺産にとって最重要事項であるのは、OUVを維持することであることは、言うまでもない。世界遺産登録に注目が集まりがちであるが、それはただの始まりに過ぎない。将来世代にわたって、いかにこの貴重な遺産を残していくかは、国際的な責任を伴うもので、地域全体に与えられた課題である。

本稿は筆者が参加した第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム（2021年7月7日～13日）の骨子とともに、2020年11月20日～30日にアジア・太平洋地域16カ国20名が参加してダンブラ（スリラン

カ)で行われた「自然・文化遺産の保全における人々を中心としたアプローチPromoting People-centered approaches to Conservation of Nature and Culture」(ICCROM、IUCN、スリランカ主催、世界遺産リーダーシッププログラムの一環)の情報も一部含んでいる。いずれの研修も非常に充実したカリキュラムが組まれていたが、短期に膨大な情報量が詰め込まれ、筆者の理解が追いついていないのは非常に心もとない。本稿における誤訳や誤りはすべて著者の責任にある。なお、本稿で引用する図版については、すべて本研修にあたり共有された資料であることを申し添えておく。

All Rights of the contents related the 4th World Heritage Site Managers Forum are reserved to the World Heritage Leadership Programme.

本フォーラムではJo Eugene氏、Nicole Franceschini氏から多くのことを学ぶとともに温かいサポートを受けた。またスリランカでの研修に参加する契機を提供していただき、本遺産群の世界遺産登録の初期の段階から現在にわたるまでご指導いただいているGamini Wijesuriya氏 (ICCROM事務局長特別アドバイザー) に記して感謝を申し上げたい。

(福岡県九州国立博物館・世界遺産室)

(2022年2月21日脱稿)

註

- (1) サイト・マネージャーフォーラムは、第44回世界遺産委員会 (2017年、クラクフ、ポーランド) で初めて開催され、以後3回、世界遺産委員会の会期前に先行して対面で開催されている。なお、本研修にかかる費用は無料である。
- (2) これまでの議題は以下の通り。第1回「世界遺産のシステムとそのプロセス」(2017年、クラクフ、ポーランド)、第2回「サイトマネージャー 役割、責任、キャパシティビルディングの必要性」(2018年、マナマ、バーレーン王国)、第3回「世界遺産のプロパティとヘリテージ・プレイスの持続可能な管理」(2019年、バクー、アゼルバイジャン)。
- (3) 世界遺産リーダーシッププログラムとは、ICOMOS・ユネスコ世界遺産センター (WHC) と協力してIUCNおよびICCROMが提供する世界遺産の保存管理に関わる実務担当者の能力開発を目的としたプログラム。
- (4) 気候変動に関わり世界遺産の諮問機関から出された主要な文書に「気候変動は現在、自然の世界遺産に対する最も一般的な脅威である」(Osipova et al., 2020) とするIUCNの「IUCN World Heritage Outlook 3」(2020年)、「文化遺産は気候変動の無数の影響を伝えるユニークな立場にある」とするICOMOSの「Futures of Our Pasts レポート」(2019年) がある。
- (5) World Heritage in the face of Covid-19 (UNESCO 2021)。なおこの文書の結論では、以下が提言されている。
 - ・各遺産のOUVを保護し、訪問者に対して遺産の価値や特性を強調することに焦点を当てた、持続可能で柔軟な世界遺産管理の提唱。
 - ・世界遺産が、大規模な国際観光への依存から、よりよく管理された観光と地元規模のビジネスやサービスへの方向転換を推進すること。
 - ・観光客に提供する経験を多様化する一方で、安全な旅行のための新しい健康プロトコルや基準の適用を支援し、提唱すること。
 - ・ユネスコの支援を受け、観光向けの新しい安全基準、観光客向け情報アプリ、国内観光促進キャンペーンにより、旅行者の信頼回復と適応需要の喚起に貢献する。
 - ・観光地の再建、技術革新と投資の促進、観光セクターの再考のため、包括的な観光復興計画の作成を促進・支援する。
 - ・危機の影響を緩和し、将来の世代のための持続可能性を確保するため、既に助成を受けている

- 観光地では助成を維持、現在受けていない観光地では助成の導入を提唱すること。
- (6) ICOMOSで持続可能な観光を担当するFergus T.Maclarenは、以下のようにリスクを捉える。①経済的リスク：観光産業が、地域社会の維持に必要な十分なレベルに戻るの難しいこと。②社会的リスク：主要な雇用部門である観光が打撃を受けることにより、他の産業まで支えることができないこと。③環境リスク：生物多様性の喪失や気候変動の脅威への対応。④文化的なリスク：遺跡の保全・維持、遺跡とそれを支えるコミュニティ、景観、伝統を維持するための収入の減少である。。
- (7) 2021年7月に開催された第44回拡大世界遺産委員会では、Policy Document on the impacts of climate change on World Heritage properties（世界遺産の影響に関する政策文書）（2007年）が更新された（WHC/21/44.COM/7C）。
- (8) 遺産は決して「島」ではない：生態系である。遺産を守るためには、遺産の先にある問題にも目を向けなければならない。そうすることで初めて遺産を守ることができる。（BOCCARDI&SCOTT 2018）
- Boccardi, G., & Scott, L. (2018) . “A view from the inside: an account of the process leading to the adoption of the policy for the integration of a sustainable development perspective within the World Heritage Convention” .
- (9) Strategic Action Plan for the Implementation of the World Heritage Convention 2012-2022（世界遺産条約実施のための戦略的行動計画2012-2022年）（WHC-11/18.GA/11）（UNESCO 2011）および Policy Document for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention（世界遺産条約のプロセスに持続可能な開発の視点を組み込むための政策文書）（UNESCO 2015）
- (10) People-Centred Approaches to the Conservation of Cultural Heritage: Living Heritage（ICCROM 2015）。
- 世界遺産の保存管理の歴史については Gamini Wijesuriya氏（ICCROM事務局長特別アドバイザー）令和2年度第7回公開講座「世界遺産の保存管理」（2021年2月）の動画をご覧いただきたい。
<https://youtu.be/OGZZTLVhbU>
- (11) 「文化的権利」とは①文化的生活に参加する権利、②自分の文化を楽しむ権利、③文化遺産を維持、管理、保護、発展する権利（Karlma Bennoune UN Special Rapporteur in the field of cultural rights）。
- Report of the independent expert in the field of cultural rights, Farida Shaheed, March 2011
<http://www.ohchr.org/EN/Issues/CulturalRights/Pages/SRCulturalRightsIndex.aspx>
- (12) ヘリテージ・プレイス（Heritage Place）という概念は、ICCROMとIUCN世界遺産リーダーシッププログラムによって改訂が進められる新しいResource Manual on Managing World Heritage（近日刊行予定）で使用される予定の専門用語（Jo Eugene氏の御教示による。）。
- (13) OUVと「OUVの属性」の違いは、「価値」はコントロールできないが「属性」はコントロールできるもので保存管理の対象となるものである（Ang Ming Chee氏（George Town World Heritage Incorporated）の御教示による）。
- (14) 締約国は、世界遺産の効果的な管理活動を実施する責任がある。締約国は、資産管理者、管理権限を有する機関、その他のパートナー、地域社会、先住民、権利者、資産管理の利害関係者と緊密に協力して、必要に応じて、衡平なガバナンスの取り決め、共同管理システム、救済メカニズムを構築することにより、これを行うべきである。（『世界遺産条約履行のための作業指針』第117項目）
- (15) 影響度と関心度（Mendelow 1991）。

- (16) PRA (Participatory Rural Appraisal) の手法としては①質問は「はい」「いいえ」で回答するクローズド・クエスチョンをしない。②個人ではなく、グループを対象にする。③言語でのコミュニケーションではなく、視覚的なコミュニケーションを重視する。④地元住民から学ぶ。⑤コミュニティを訪問にあたっては「適切な時期を選ぶ」「文化的なプロトコルを大事にする」「特例を避ける」「講義をしない」。⑥対話の間は、通うのではなく滞在して、生活をともにする。
- (17) 保存管理計画を見直すためのツールとしてEnhancing Our Heritage Toolkitがある (World Heritage Centre UNESCO World Heritage Paper23 2008 Enhancing Our Heritage Toolkit Assessing management effectiveness of Natural World Heritage sites)。もとは自然遺産の管理計画を見直すために作られたものであるが、文化遺産にも対応したEnhancing Our Heritage Toolkit 2.0は2022年中の刊行が予定されている (Nicole Franceschini氏の教示による)。
- (18) モニタリングには、ユネスコ世界遺産センターが6年ごとに定期的に地域ごとに行う定期報告がある (『世界遺産条約履行のための作業指針』第96項)。また、国内の文化遺産は、毎年、文化庁に保全状況報告書を提出、文化審議会世界文化遺産部会で諮られる。さらに各資産では、推薦書に定めた指標にもとづき定期的にモニタリングを行うことになっている。「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群については、保全状況を毎年1冊の年次報告書にまとめ、毎年度末、諮問機関である専門家会議に諮ることになっている。この年次報告書は、立ち入りが禁じられている沖ノ島祭祀遺跡の詳細な保全状況が掲載されているため、一般には公開されていない。
- (19) 遺産影響評価についてはこれまでIUCN、ICOMOS それぞれが独自にガイドラインを定めていたが、ICCROM・IUCN・ICOMOSが共同執筆した『Guidance and Toolkit for Impact Assessment in a World Heritage Context (世界遺産のための遺産影響評価ガイドラインとツールキット)』は2022年8月に刊行された。
- 国内では、文化庁『世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針』(2018年)に基づき進められている。
- なお、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は登録時の勧告にもとづき、『世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群遺産影響評価運用マニュアル』(2019年)を定めるとともに、『世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』(2022年3月改訂)の中にも組み込んでいる。
- (20) 第4回サイト・マネージャーフォーラムの声明文および動画は下記ウェブサイトから閲覧可能。
<https://whc.unesco.org/en/whsmf2021>
<https://youtu.be/UEjp8YVvk-gM>
- (21) ICCROMは多くのオンライン研修を行っている上、過去の研修についてもICCROMウェブサイトから動画配信で視聴可能である。ユネスコ世界遺産センターは2021年定期報告にかかる研修をアジア太平洋地域のサイト・マネージャー向けにオンラインで行なった。
- (22) ICCROMのJoseph King氏による。
- (23) PANORAMA (<https://panorama.solutions/en/portal/nature-culture>) は、ICCROM、IUCN、ICOMOSが共同で立ち上げた世界遺産の保存管理に関わる優れた取組を登録するウェブサイト。共通の課題が世界中でどのように対処されているか共有することで、横断的に学び、解決策を見出すことを目的とする。またUNESCO世界遺産センターはWorld Heritage Canopy (<https://whc.unesco.org/en/canopy/#list>) という持続可能な開発と遺産の保全が連携した取組を紹介するウェブサイトを立ち上げている。
- (24) 文化審議会世界遺産部会「我が国における世界文化遺産の今後の在り方 (第一次答申)」(2021年3月30日)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/4_07/pdf/93092801_01.pdf

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第八号

2022(令和4)年9月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)